九　床等の断熱性を高める工事　外気等に接する床（地盤面をコンクリートその他これに類する材料で覆ったもの又は床裏が外気に通じないもの（以下「土間床等」という。）を除く。以下同じ。）の断熱性を高める工事（外周が外気等に接する土間床等の断熱性を高める工事を含み、断熱構造とする部分以外の部分の工事を除く。）で、鉄筋コンクリート造等の住宅にあっては熱橋となる部分を除いた熱貫流率が、その他の住宅にあっては熱橋となる部分（壁に設けられる横架材を除く。）による低減を勘案した熱貫流率が、それぞれ住宅の種類、断熱材の施工法、部位及び地域区分に応じ、施工後に新たに別表2に掲げる基準値以下となるもの又は各部位の断熱材の熱抵抗が、住宅の種類、断熱材の施工法、部位及び地域区分に応じ、施工後に新たに別表3に掲げる基準値以上となるものをいう。

2中「居住者が、その所有している家屋につき増改築等をして、当該家屋を平成21年4月1日から平成27年12月31日までの間に居住の用に供した場合以外の場合における」及び「（日本住宅性能表示基準（平成13年国土交通省告示第1346号）別表1の(い)項に掲げる「5－1断熱等性能等級」をいう。以下同じ。）」を記ゑ。

2の表中「（居室の外気に接する窓の断熱性を相当程度高める工事で、窓の熱貫流率が、地域区分に応じ、施工後に新たに別表1－2に掲げる基準値以下となるものをいう。以下同じ。）」及び「（居室の外気に接する窓の断熱性を著しく高める工事で、窓の熱貫流率が、地域区分に応じ、施工後に新たに別表の1－3に掲げる基準値以下となるものをいう。以下同じ。）」を記ゑ、同表の備考4中「発泡プラスチック保温材」の次に「（工業標準化法（昭和24年法律第185号）に基づく日本工業規格（以下「日本工業規格」という。）A9511（発泡プラスチック保温材）に定めるものをいう。以下同じ。）」を、「建築物断熱用吹付け硬質ウレタンフォーム」の次に「（日本工業規格A9526（建築物断熱用吹付け硬質ウレタンフォーム）に定めるものをいう。以下同じ。）」を、「フロン類」の次に「（フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第2条第1項に規定するフロン類をいう。以下同じ。）」を加ゑ。

3中「同条第8項」を「同条第7項」に改ゑ。

附　則

この告示は、平成二十八年四月一日から施行する。

○**国土交通省告示第五百九十号**

地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）附則第七条第九項第二号の規定に基づき、平成二十年国土交通省告示第五百十六号の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日　国土交通大臣　石井　啓一

別表中

上記のうち熱損失防止改修工事の費用の額		
上記のうち熱損失防止改修工事の費用の額		
熱損失防止改修工事に係る補助金等の交付の有無		有
「有」の場合	交付される補助金等の額	円
	上記の熱損失防止改修工事の費用の額から上記の補助金等の額を差し引いた額	円
		無
		円
		円

を

に改め、同表の備考6を同表の備考7とし、同表の備考5を同表の備考6とし、同表の備考4の次に次のように加ゑる。

5　「熱損失防止改修工事に係る補助金等の交付の有無」の欄には、実施された熱損失防止改修工事に、熱損失防止改修工事の費用に関し国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものの交付の対象となる工事が含まれているか否かに応じ、含まれている場合には「有」を、含まれていない場合には「無」を○で囲むものとする。

「「有」の場合」の「交付される補助金等の額」の欄には、熱損失防止改修工事の費用に関し国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものの額を記載するものとする。

「上記の熱損失防止改修工事の費用の額」から上記の補助金等の額を差し引いた額」の欄には、「熱損失防止改修工事の費用の額」から「交付される補助金等の額」を差し引いた額を記載するものとする。

附　則

1　この告示は、平成二十八年四月一日から施行する。

2　この告示の施行日前に地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）による改正前の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則第十五条の九第九項に規定する改修工事が完了した同項に規定する住宅又は同条第十項に規定する改修工事が完了した同項に規定する区分所有に係る家屋の専有部分については、なお従前の例による。

○**国土交通省告示第五百九十一号**

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十六条の二十八の五第十一項の規定に基づき、平成二十一年国土交通省告示第三百七十九号の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日　国土交通大臣　石井　啓一

本則中「第二十六条の二十八の五第八項」を「第二十六条の二十八の五第十一項」に改ゑ、「（令第二十六条の四第十九項の規定により読み替えられた同条第十八項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替を含む。）」を記ゑ。

1中「第26条の28の5第8項」を「第26条の28の5第11項」に、「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」を「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」に改める。

附　則

この告示は、平成二十八年四月一日から施行する。

○**国土交通省告示第五百九十二号**

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十六条の二十八の六第一項の規定に基づき、平成二十一年国土交通省告示第三百八十五号の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月三十一日　国土交通大臣　石井　啓一

本則中「居住者」を「個人」に改める。

附　則

この告示は、平成二十八年四月一日から施行する。

○**国土交通省告示第五百九十三号**

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十三条第五項の規定に基づき、平成十七年国土交通省告示第三百九十三号の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月三十一日　国土交通大臣　石井　啓一

「租税特別措置法施行令」の下に「第二十三条第五項、」を加える。

附　則

この告示は、平成二十八年四月一日から施行する。

○**国土交通省告示第五百九十四号**

租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）第十八条の二第二項第二号イ⑷の規定に基づき、平成二十一年国土交通省告示第六百八十五号の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月三十一日　国土交通大臣　石井　啓一